

静岡県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

令和 7 年 4 月 1 日

静岡県総務部法務文書課

静岡県公文書等の管理に関する条例（令和 6 年静岡県条例第 13 号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史公文書の利用の請求に対する利用決定等について、次のとおり審査基準を定める。

第 1 審査の基本方針

条例第 15 条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書に記録されている情報が、同条に規定する利用制限情報に該当するか否かの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行うが、その審査は次の基本方針に基づいて実施する。

- (1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において条例第 15 条第 2 項の「**時の経過を考慮する**」に当たっては、国際的な慣行である「30 年ルール」（利用制限は原則として文書が作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。
- (2) 特定歴史公文書に記録されている個人情報については、文書の作成又は取得の日から 30 年以上の一定の期間が経過するまでの間は、現用文書と同一の取扱いとし、当該期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとする。

また、その判断に当たっては、条例第 21 条第 1 項に定める手続も活用するものとする。（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別表「30 年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人情報について」を参照。）

- (3) 審査においては、特定歴史公文書に付された意見を参酌することとなるが（条例第 15 条第 2 項）、「参酌」とは、移管元実施機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は、知事が行う。

第 2 利用制限情報該当性の判断基準

- 1 法令秘情報（条例第 15 条第 1 項第 1 号ア〔静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条第 1 号〕）について

- (1) 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。
- (2) 「条例」とは、この条例以外の条例をいい、他の条例の規定により委任を受けた規則も含まれる。
- (3) 「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する

行為」とは、国の機関から法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって、公にしてはならない旨が具体的に示されているもので実施期間が従う義務のあるものをいう。

- (4) 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等、基準又は指示の文言、趣旨等から明らかに公にすることができないと認められる情報をいう。

2 個人に関する情報（条例第 15 条第 1 項第 1 号イ〔情報公開条例第 7 条第 2 号〕）について

- (1) 特定の個人を識別することができるもの（情報公開条例第 7 条第 2 号）について

ア 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、所得、財産など個人の人格や私生活に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報（死者に関する情報も含む）をいう。

具体的には、次に掲げるような情報がこれに該当する。

- ・ 氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報
- ・ 学歴、職歴など経歴に関する情報
- ・ 疾病、障害など心身に関する情報
- ・ 資産、収入など財産に関する情報
- ・ 思想、信条等に関する情報
- ・ 家庭状況、社会的活動状況に関する情報
- ・ その他個人に関する一切の情報

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、情報公開条例第 7 条第 3 号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の利用制限基準によることが適当であるので、本号の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係のない個人情報もあり、それらは第 2 号により利用を制限するかどうかについて判断を行うものとする。

ウ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述により、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合をいう。

エ 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

オ 「特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未発表の研究論文等で、氏名、肩書その他の個人識別制のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

- (2) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されてい

る情報（情報公開条例第7条第1項第2号ただし書ア）について

ア 「公にされている情報」とは、法人登記簿や不動産登記簿の謄本のように、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報をいう。ただし、法令等で請求目的が制限されているもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第2項、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項）や、利害関係人等に限って閲覧等を認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

イ 「公にすることが予定されている情報」とは、閲覧請求の時点においては公にされていないが、将来公にすることが予定されている情報をいう。また、公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公表されるものについても同様である。また、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもののうち、本人が公表されることについて了承しているものや、公表することを前提に提供を受けたものも、これに含まれる。

- (3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが予定されている情報」（情報公開条例第7条第1項第2号ただし書イ）について

個人に関する情報は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。公にすることが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該個人情報として保護される利益との比較衡量によって判断することとなる。

- (4) 公務員等に関する情報（情報公開条例第7条第1項第2号ただし書ウ）について

ア 公務員等の職務遂行に係る情報は、半面、当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする個人情報から除外するものである。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合や当該公務員等が警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分はただし書ウを適用しないこととする。

イ 「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」とは、地方公共団体のすべての公務員をいう。一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれ、地方議会の議員、附属機関である審議会の構成員の職で臨時又は非常勤の者及び臨時的任用の職員も含まれる。

ウ 「地方三公社の役員及び職員」とは、静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社の役員及び職員をいう。

エ 「公務員等の職務遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公

務員等の職務遂行に係る情報には当たらない。

オ 「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名、補職名）を含む。

カ 「公務員等の職務遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらない。

キ 公務員等の氏名は職務の遂行者としての情報であるとともに、当該公務員等の私生活における個人識別のための情報でもあることから、氏名を公にすることによって、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがある場合など、当該公務員等個人の権利利益を不当に害することがあり得る。このような場合には当該公務員等の氏名に係る情報は開示しないとするものである。この場合、「不当」であるかどうかは当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等に 照らして判断することになる。

なお、職に関する情報はその職務遂行に係る情報と不可分の利用を制限しない。

ク 警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高い（本人や家族への嫌がらせ行為などにより私生活に影響を及ぼすおそれなど）ため、ただし書ウにより、一律に氏名を開示することはしないこととするものである。

したがって、警察職員の氏名に係る部分についてはただし書ウではなく、ただし書ア又はイに該当するか否かで利用を制限するか否かを判断することになる。

3 事業活動情報（条例第 15 条第 1 項第 1 号ウ〔情報公開条例第 7 条第 3 号〕）について

- (1) 「法人その他の団体」とは、営利を目的とする株式会社、有限会社等の営利法人に限られず、民法法人、学校法人、宗教法人、特定非営利法人等も含まれる。また、権利能力なき社団も含まれる。
- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業又は林業を営む個人をいう。
- (3) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得など）は本規定に該当せず、情報公開条例第 2 号の個人情報で判断する。
- (4) ただし書

法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他止当な利益は保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。公にすることが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該事業活動情報として保護される利益の比較衡量によって判断されることになる。

法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実には発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、開示することによって法人等又は事業を営む個人の被る不利益を考慮してもなお必要である場合がこれに相当する。

- (5) 法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ア 「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」には、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれる。

イ 公にすることにより、アの権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとする。

- (ア) 権利利益を害するおそれがあると認められるもの

a 宗教法人、学校法人等の活動状況のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの

b 生産技術、販売、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるもの

c 経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等又は個人の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等又は個人の自治に対する不当な干渉となるもの

- (イ) 権利利益を害するおそれがあるとは認められないもの

a 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

b 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報

c 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の負担をすることによって調査可能な情報

- (6) 非公開特約付きの任意提供情報

実施機関は法令等の根拠によらず、任意の協力により、事業を営む個人、法人等から情報を入手する場合があります、これらの情報が公開しないことを条件に提供された

ものである場合、情報提供者の非公開の取扱いに対する期待と信頼は保護に値するものである。

このことから、非公開特約付きの任意提供情報の規定を設けたものである。

ア 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの

実施機関が法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、当該法人等又は個人が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合や法人等又は事業を営む個人が自己に有利な政策形成を求めて、その根拠資料を実施機関に自発的に提出した場合は該当しない。

イ 法人等又は個人における通例として

客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種において、公にしないとする慣行が存在するかどうかを判断することとなる。

ウ 当時の状況等

当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、他方において、その後の事情変更（例えば、その後に提供者自ら公にした場合や公にすることについて提供者の承諾が得られた場合など）を勘案する余地も残す趣旨である。

4 事務又は事業に関する情報（条例第 15 条第 1 項第 1 号ウ〔情報公開条例第 7 条第 6 号ア、オ〕）について

(1) 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報だけでなく、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

(2) 当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合にのみ非開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

(3) 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

「適正」とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(4) 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業

地方公営企業法等の適用される事業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業をいう。地方公営企業の場合は事業活動情報と某本的には共通するものの、地方公共団体が経営していることに照らして説明責任の観点を重視した判断が必要になるため、別に規定したものである。

5 会派又は議員個人の活動に関する情報（条例第 15 条第 1 項第 1 号エ〔情報公開条例第 7 条第 7 号〕）について

ア 議会における会派の活動に関する情報

- (ア) 「議会における会派」とは、各議員の政治目的を達成するために共同の調査活動を行うグループ（所属議員数2人以上で構成される。）として議長に届出された集団をいう。
- (イ) 「会派の活動に関する情報」とは、会派が行う調査研究等の活動に関する情報又は会派の代表者等で構成する各会派代表者会議等会派間の協議、調整等に関する情報その他の会派が組織的に行う活動に関する情報をいう。

イ 議員個人の活動に関する情報

議会の公務、会派の活動を除く議員個人として行うすべての政治活動に関する情報をいう。例えば、議員個人として行う住民や各種団体からの相談や要望の受付、各種団体や個人との懇談会の開催、式典・講演会・懇談会・研修会等への参加、先進事例の調査等のための旅行、議会事務局等を通じた調査依頼に関する情報等が該当する。

なお、議会の公務とは、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等への出席、議会が行う視察への参加、議長又は副議長等が行う議長の職務の遂行等をいう。

ウ 公にすることにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

会派又は議員個人の活動に関する情報を公にすることにより会派又は議員個人の活動に著しい支障が生ずるかどうかは、開示することによって得られる利益と会派又は議員個人の活動への具体的支障等を比較衡量した上で判断されることになる。著しい支障を及ぼすおそれがある情報としては、次のようなものがある。

- (ア) 会派又は議員個人が行う調査研究等の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派の活動又は議員個人の政治活動の自由を制約するおそれがあるもの
- (イ) 会派間の協議、調整等に関する情報であって、公にすることにより、適正な協議、調整が阻害されるおそれがあるもの

第3 条例第15条第1項第2号の特定歴史公文書の原本の利用制限に関する判断基準

「特定歴史公文書の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第15条第1項第2号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原形及び原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用

の制限を行わず、適切な期間において利用を実施するものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

(2) 原本が現に使用されている場合

利用請求に係る当該特定歴史公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、移管元実施機関等による利用、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

第4 部分利用に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第15条第3項に基づき一部を除いた部分の公開をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 当該特定歴史公文書のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分公開を行わないことができる。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の黒塗り等を行い、当該内容が分からないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

- (2) 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物を黒塗りし再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書については、条例第14条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。

このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

2 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」

部分的に公開するに当たり、利用制限に係る部分を具体的にどのように除くかについては、知事が条例の目的に沿って判断することとなる。すなわち、複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するかの方法の選択は、利用

制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して知事の裁量で判断することとなる。

3 「有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

「有意な情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示部分を除いた結果、開示部分には、無意味な文字、数字等の羅列、様式や単なる枠のようなものしか残らず、請求者の請求の趣旨に照らして、客観的に有意な情報が何もないと認められる場合等をいう。

第5 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は、利用制限情報に該当する（条例第15条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第16条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第15条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第15条の規定により判断することとなる。

(別表) 30 年を経過した特定歴史公文書に記載されている個人に関する情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例(参考)
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110 年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考) 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日属する年度の翌年度の4月1日とする。 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。		